

放課後等ディサービス支給決定 におけるガイドライン

宇城圏域版
(宇土市・宇城市・美里町)

目 次

1	ガイドラインの趣旨	1 頁
2	障害児通所給付費を支給する実施主体と 通所給付決定の概要	1 頁
3	適切なサービス量とは	1 頁
4	児童の状態の判断（基本的な指標）	2 頁
5	支給決定のプロセス	2 頁
6	ガイドライン作成の経緯	3 頁
	協議書	4 頁

1 ガイドラインの趣旨

～こども家庭庁放課後等デイサービスガイドライン抜粋～

放課後等デイサービスは平成24年の児童福祉法改正において、学齢期の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられました。その後、約10年で放課後等デイサービスの事業所数及び利用者数が飛躍的に増加し、身近な地域で児童通所支援を受けることが出来る環境は大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされています。

この放課後等デイサービスは、各市町の障害児福祉計画により、その地域の事情や傾向、ニーズ調査等を行い、利用者やサービスの見込量、事業所設置（定員枠）等を3年毎に管理・見直しを行っております。

宇土市・宇城市・美里町では、障害児福祉計画に見込んでいるサービス量を基に、利用者毎の必要なサービス量を精査することで、適正なサービス量を保ち、より多くの児童が効果的な療育を受けられる環境を目指しております。

2 障害児通所給付費を支給する実施主体と通所給付決定の概要

～こども家庭庁発「障害児通所給付費等に係る通所給付決定事務等について（令和6年4月）」抜粋～

○基本的な取扱い（法第21条の5の5第2項）

障害児通所給付（障害児通所給付費等、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費等）の給付決定は、申請者である障害児の保護者の居住地の市町村（居住地を有しないまたは不明の場合は現在地の市町村）が行う。

この支給決定を行う市町村が障害児通所給付の実施主体となり、費用の支弁を行うこととなる。

なお、指定都市または児童相談所設置市においては、従前と同様、障害児入所給付（障害児入所医療を含む。）の給付決定も行う。

○通所給付決定の性質

通所給付決定は、障害児の保護者から申請された種類の障害児通所支援の利用について公費（障害児通所給付費等）で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではない。

※現在は、相談員・サービス提供事業者・利用者又は家族の意向を参考に支給決定しております。

3 適切なサービス量とは

現在は、類似したケースでも相談員・サービス提供事業者・利用者又は家族の意向を重視した結果、支給量にもバラつきが生じており公平なサービス提供が困難な状況です。基本的な指標を基にサービス支給量を決定する必要があります。

また、基本的な指標を設定した後においても、特別なケースについては、個別に協議し支給決定していく必要も想定されます。

4 児童の状態の判断（基本的な指標）

現在、障害児通所給付費等の支給決定に当たっては、こども家庭庁発「障害児通所給付費等に係る通所給付決定事務等について（令和6年4月）」の「調査項目（5領域20項目）」及び「就学児サポート調査」を用いて判定を行っていることから、この、区分なし・区分1～3、個別サポート加算（I）を児童の状態の指標とします。

【勘案事項①：5領域20項目】

別紙「障害児の調査項目（5領域20項目）」参照

【勘案事項②：就学児サポート調査】

(1)コミュニケーション、(2)説明の理解、(3)大声・奇声を出す、(4)異食行動、(5)多動・行動停止、(6)不安定な行動、(7)自らを傷つける行為、(8)他人を傷つける行為、(9)不適切な行動、(10)突発的な行動、(11)過食・反すう等、(12)てんかん、(13)そううつ状態、(14)反復的行動、(15)対人面の不安緊張・集団への不適応、(16)読み書き

5 支給決定のプロセス

新規・更新申請及び変更申請の際に、支給決定の勘案事項①「5領域20項目」を基に判定された区分なし・区分1～3、勘案事項②「就学児サポート調査」を基に判定された個別サポート加算（I）該当児の有無に、目安となるサービス支給量の上限を設けることとします。

適切な区分判定を行うには、保護者が児童の現状や療育の必要性を正しく認識していることが重要です。そのため、保護者とサービス提供事業所との間で「5領域20項目」について情報共有を行うことが望ましく、支援機関・事業所等が必要と判断した場合には、市町の聞き取りの前に保護者との間で調査項目について児童の状態を共有することも可能です。

なお、支給決定を行う上で必要がある場合は、支給決定権者より通所事業所及び相談支援事業所に改めて児童調査票の提出を求める場合があります。

また、このサービス支給量の設定において、療育による効果・成果を見込むことが困難なケースについては、相談支援専門員が作成した協議書（勘案事項②～⑨における療育の必要性）及び、計画書・アセスメント・基本情報等の提出を必要とし、協議をもって判断することとします。ただし、児童の状態によらない協議書での支給量決定の場合は、相談支援専門員との協議の際に、暫定期間を設ける場合があります。

【サービス支給量の上限】

区分なし・区分1	区分2	区分3	区分3かつ 個別サポート加算
5日以内	10日以内	15日以内	23日以内

※支給量の上限は設けてあるものの、実利用日数を勘案した支給量決定となる場合があります。

6 ガイドライン作成の経緯

放課後等デイサービスは、障害のあるこどもたちの発達支援を目的とした福祉サービスであり、その役割も「本人支援」「家族支援」「移行支援」及び「地域支援・地域連携」からなるとされています。

今回、「障害児通所給付費等の通所給付決定等について(令和6年4月1日こども家庭庁通知)」において、児童の状態の判断(基本的な指標)の調査項目が、従来の5領域11項目から5領域20項目と再編されたことから当ガイドラインの内容の見直しを行いました。

今後も児童の状態を踏まえ、こども家庭庁発出の放課後等デイサービスガイドラインに記載されている「地域移行」も検討しながら、適正なサービス量を支給決定し、多くの児童が効果的に療育を受けられる環境の構築に努めます。

なお、当ガイドランは適宜、検討・見直しを行うこととします。

最後に、このガイドラインは真に療育が必要な方のサービス利用を妨げるものではありません。

協議書（勘案事項②～⑨における療育の必要性）

②当該申請に係る障害児の介護を行う状況における療育の必要性

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断。

※なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。

③当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費等の受給の状況における療育の必要性

④当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況における療育の必要性

⑤当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況における療育の必要性

⑥当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況における療育の必要性（③～⑤を除く）

市町村は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、通所給付決定により当該障害児が全体としてどのような支援を受けながら生活することになるのかを把握した上で、通所給付決定を行う。

⑦当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的な内容における療育の必要性

障害児の保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、通所による支援が適当か等を判断。

⑧当該申請に係る障害児の置かれている環境における療育の必要性

障害児通所支援を利用するにあたって、当該障害児が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

⑨当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況における療育の必要性

障害児通所給付費等の通所給付決定を行うにあたっては、実際に当該障害児が当該障害児通所支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、当該障害児の保護者からの利用予定事業者を聴き取りのほか、障害児の保護者からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

また、障害児が、それぞれその障害の種類及び程度等に応じてサービスを利用できるよう調整するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

（作成者）

児童調査票（5領域20項目） 下記の判断項目に対して、当てはまるものに○をつけてください。

受給者氏名 (児童名)		生年月日		記入日	
調査日		調査員氏名		児区分	

(記入例)を参考に下記の判断項目に対して当てはまるものに○をつけてください。

※ ②③④に該当する場合は空欄に支援を必要とする場面、支援の状況などを記入

(記入例)

(1) 食事	① 一人で食べことができる ② 見守りや声かけがあれば食べ 都能够 ③ 部支援が必要である ④ 常に支援が必要である
食事をする時に、大人の手伝いが必要か	スプーンやフォークを使えば食べ が出来る。食材を小さくする必要ある。

領域	項目	判断項目			
1 健 康 ・ 生 活	(1) 食事	① 一人で食べ <small>が</small> 能够 ② 見守りや声かけがあれば食べ 都能够 ③ 部支援が必要である ④ 常に支援が必要である			
	食事をする時に、大人の手伝いが必要か				
	(2) 排せつ	① 一人でトイレに移動して排 せつする能够 ② 見守りや声かけがあれば食べ 都能够 ③ 部支援が必要である ④ 常に支援が必要である			
	一人でトイレへ行って排 泄が能够か				
	(3) 入浴	① 一人で入浴する能够 ② 見守りや声かけがあれば食べ 都能够 ③ 部支援が必要である ④ 常に支援が必要である			
	入浴の時に、大人の手伝 いが必要か				
	(4) 衣類の脱着	① 一人で衣類の脱着が能够 ② 見守りや声かけがあれば食べ 都能够 ③ 部支援が必要である ④ 常に支援が必要である			
	着替える時に手伝いが 必要か、汚れた時などに 自分で着替える能够か				
2 感 覚 ・ 運 動	(5) 感覚器官 (聞こえ)	① 特に問題がなく聞こえる ② 補聴器などの補助装具があれ ば聞こえる ③ 聞き取りにくい音がある/過敏等 で補助装具が必要である ④ 音や声を聞き取ることが難しい			
	物の音や人の声が聞こ えているか				
	(6) 感覚器官 (口腔機能)	① 噛んで飲み込む能够 ② 柔らかい食べ物を押しつぶして 食べられる能够 ③ 介助があれば口を開き、口を閉じ て飲み込む能够 ④ 哺乳瓶などを使用している/口から食べ ることが難しい			
	食べ物をよく噛んで飲み 込む能够か				
	(7) 姿勢の保持 (座る)	① 一人で座り、手を使って遊 ぶ能够 ② 手で支えて座る能够 ③ 身体の一部を支えると座る能够 ④ 座るために全身を支える必要がある			
	一人で座り、手を使って 遊ぶ能够か				
	(8) 運動の基本技能 (目と足の協調)	① ケンケンが3回以上できる ② 交互に足を出して階段を昇り降 りできる ③ 両足同時にジャンプし、転倒せず に着地できる ④ 階段は同じ足を先 に出して昇る ⑤ どの動きも難しい			
	階段の昇降、ジャンプ、 ケンケンが能够か				
	(9) 運動の基本的技能 (移動)	① 一人で歩く能够 ② 一人で歩く能够が近くで の見守りが必要である ③ 一人で歩く能够が、手を つなぐなどのサポートや杖・保護帽な どの補助具が必要 ④ 一人で歩くことが難しい			
	一人で歩いて移動する 能够か				
	(10) 危険回避行動	① 自発的に危険を回避する 能够 ② 声かけ等があれば食べ 都能够 ③ 危険を回避するためには、支援 者の介入が必要である			
	外出先や屋内で危険な ことがわかり、それを避け る能够か				
	(11) 注意力	① 集中して取り組む能够 ② 部分的に集中して取り組む能够 ③ 集中して取り組む能够 ④ 集中して取り組む能够 ⑤ 集中して取り組む能够 ⑥ 集中して取り組む能够 ⑦ 集中して取り組む能够 ⑧ 集中して取り組む能够 ⑨ 集中して取り組む能够 ⑩ 集中して取り組む能够 ⑪ 集中して取り組む能够 ⑫ 集中して取り組む能够 ⑬ 集中して取り組む能够 ⑭ 集中して取り組む能够 ⑮ 集中して取り組む能够 ⑯ 集中して取り組む能够 ⑰ 集中して取り組む能够 ⑱ 集中して取り組む能够 ⑲ 集中して取り組む能够 ⑳ 集中して取り組む能够			
	話を聞く場面や物事に取り組 む際に、気が散りやすくて集中が できないことがあるか				

3 認知・行動	(12) 見通し(予測理解)	① 見通しを立てて行動することができる ② 声かけがあればできる ③ 視覚的な情報があればできる ④ その他の工夫が必要	
	見通しを立てて行動することができるか		
	(13) 見通し(急な変化対応)	① 急な予定変更でも問題ない ② 声かけがあれば対応できる ③ 視覚的な手掛けりがあれば対応できる ④ その他の工夫やサポートが必要	
	急な予定の変更があったときに対応することができるか		
4 言語・コミュニケーション	(14) その他	① 亂暴な言動はほとんどみられない ② 亂暴な言動がみられるが、対処方法がある ③ 亂暴な言動がみられ、対処方法も持っていない	
	突然、自分や相手に対して乱暴な言動をとることがあるか		
	(15) 2項関係(人対人)	① 目が合い、微笑むことや嬉しそうな表情をみせる ② 訴えている(要求する)時は目が合う ③ あまり目が合わない/合っても持続しない ④ ほとんど目が合わない	
	楽しい時などに、目を合わせることがあるか		
5 人間関係・社会性	(16) 表出(意思の表出)	① 言葉を使って伝えることができる ② 身振りで伝えることがある ③ 泣いたり怒ったりして伝える ④ 意思表示が難しい	
	どんな方法で意思を伝えるか		
	(17) 読み書き	① 支援が不要 ② 支援が必要な場合がある ③ 常に支援が必要	
	読み書きについて支援が必要か		
	(18) 人との関わり(他者への関心興味)	① 自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する ② ごく限られた人であれば反応する ③ 自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある ④ 過敏に反応する、または全く反応しない	
	親、友だち、支援者とやりとりをすることや、相手の働きかけに応えることができるか		
	(19) 遊びや活動(トラブル頻度)	① ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる ② トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる ③ 支援があっても、解決できる場面とできない場面がある ④ トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい	
	同年代のこどもと過ごす中で、トラブルになることがあるか		
	(20) 集団への参加(集団参加状況)	① 指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる ② 興味がある内容であれば部分的に参加できる ③ 支援があればその場にはいられる ④ 参加することが難しい	
	集団活動に参加することができますか		

以下、中学生・高校生のみ対象

領域	項目	判断項目			
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	(21) コミュニケーション(言葉遣い)	① 適切な言葉遣いや態度で表現することができる ② 時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる ③ ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することができない ④ 適切な言葉遣いや態度で表現することができない			
	相手や場所、場面に応じた言葉遣いや態度をとることができますか				
	(22) コミュニケーション(やり取り)	① やり取りをすることができます ② 配慮があればやり取りができる/やり取りをしようとする ③ やり取りをすることは難しい			
	自分の話だけではなく、相手の話を聞く、または聞こうとすることができますか				
	(23) コミュニケーション(集団適応力)	① 参加することができます ② たまに参加することができます ③ ほとんど参加することができない ④ 参加することは難しい			
	同年代の集団の中で、ルールや、相手の感情を汲んで理解して遊ぶことができますか				

通所事業所への調査票の共有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	事業所名	
---------------	----------------------------	----------------------------	------	--



(問合せ先)

- 宇土市役所 健康福祉部福祉課障がい者支援係
宇土市浦田町5 1 TEL 0964-22-1111
- 宇城市役所 健康福祉部社会福祉課障がい福祉係
宇城市松橋町大野8 5 TEL 0964-32-1111
- 美里町役場 福祉課障がい・生活支援係
美里町三和4 2 0 TEL 0964-47-1111